

長岡京市友好交流協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の国内外の友好・姉妹都市と市民相互の多様な交流を深め、異なる文化や価値観を理解できる人づくりを推進するため、長岡京市友好交流協会が行う友好交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市友好交流協会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、長岡京市友好交流協会（以下「友好交流協会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、友好交流事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算で定める額を限度とし、毎年度別に定める。

(交付の申請)

第5条 友好交流協会は、長岡京市友好交流協会補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合において、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、速やかに長岡京市友好交流協会補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により友好交流協会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(事業の遂行)

第7条 友好交流協会は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 友好交流協会が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市友好交流

協会事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市友好交流協会事業計画変更承認書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（事業終了報告）

第9条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた友好交流協会は、補助事業の完了後、長岡京市友好交流協会事業終了報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後直ちに又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第10条 市長は、前条の規定による事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市友好交流協会補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により、友好交流協会に通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた友好交流協会は、長岡京市友好交流協会補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、友好交流協会に対し補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする場合は、長岡京市友好交流協会補助金概算交付請求書（別記様式第10号）に第6条の補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金等の返還）

第13条 市長は、規則第13条の規定により補助金の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前条の規定により概算交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、友好交流協会に対して、その差額を

返還させることができる。

(延滞金)

第14条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、友好交流協会に対し規則第15条の規定を適用するものとする。

(補助金の経理)

第15条 友好交流協会は、補助事業に係る収支を記載した帳簿に備え、その証拠とする書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業完了の日の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

長岡京市友好交流協会補助金交付申請書

長岡京市友好交流協会補助金の交付を受けたいので、長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第5条により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

別記様式第2号（第5条、第9条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第5条、第9条関係）

収 支 予 算 書
(収 支 決 算 書)

収入 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支出 (単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

長岡京市友好交流協会補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市友好交流協会補助金について、長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった時は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがある。
- (3) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名 印

長岡京市友好交流協会事業計画変更承認申請書

長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第8条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日

申請 年 月 日

決定 年 月 日

3 変更理由

区分		変更前		変更後	
		事業項目	金額	事業項目	金額
事業内容					
計					
財源内 訳	市補助金				
	自己資金				
	その他				
その他の参考事項					

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

長岡京市友好交流協会事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった長岡京市友好交流協会事業計画変更承認申請書は、下記の条件を付して承認します。

記

1 承認条件

2 補助見込額 金 円

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名 印

長岡京市友好交流協会事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた長岡京市友好交流協会補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

別記様式第 8 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

長岡京市友好交流協会補助金交付確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした長岡京市友好交流協会補助金について、長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名 印

長岡京市友好交流協会補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知があった長岡京市友好交流協会補助金について、
長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

請求額 金 円

別記様式第10号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名 印

長岡京市友好交流協会補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった長岡京市友好交流協会補助金について、長岡京市友好交流協会補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

補助金交付決定通知書の写し